

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和4年5月24日(2022.5.24)

【公開番号】特開2021-129706(P2021-129706A)

【公開日】令和3年9月9日(2021.9.9)

【年通号数】公開・登録公報2021-042

【出願番号】特願2020-26284(P2020-26284)

【国際特許分類】

A 63 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 63 F 7/02 320

A 63 F 7/02 333Z

【手続補正書】

【提出日】令和4年5月16日(2022.5.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

20

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

所定の抽選を行う抽選手段と、

前記抽選の結果に基づいて変動表示を実行可能な変動表示手段と、

相対的に所定の進入領域へ遊技球が進入し難い非時短遊技状態、及び、相対的に前記進入領域へ遊技球が進入し易い時短遊技状態を含む複数の遊技状態のいずれかを設定可能な設定手段と、

前記変動表示の回数をカウントするカウント手段と、を備え、

前記抽選手段は、前記抽選の結果として、遊技者に有利な特別遊技を実行する旨が対応付けられた大当たり、前記特別遊技と異なる小当たり遊技を実行する旨が対応付けられた小当たり、又は、前記特別遊技及び前記小当たり遊技のいずれも実行しない旨が対応付けられたハズレのいずれかを導出可能であり、

前記小当たり遊技中に所定の特定領域へ遊技球が進入することに基づき前記特別遊技を実行可能であり、

前記設定手段は、前記変動表示が所定回数実行されることに基づき前記時短遊技状態を設定可能であり、

前記カウント手段は、前記時短遊技状態が設定されるまでの変動表示の回数である時短発動回数をカウントするものであり、当該時短遊技状態が設定された後は当該時短発動回数をカウントせず、

前記設定手段は、前記カウント手段のカウント値が前記時短発動回数に到達した際に行われた前記抽選により前記小当たりの抽選結果が導出された場合において、当該小当たりに基づく前記小当たり遊技中に前記特定領域へ遊技球が進入しなかったときには、当該小当たり遊技の終了後に前記時短遊技状態を設定することを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

40

50

上述した目的を達成するために、本発明は次のように構成されている。

(1) 本発明に係る遊技機は、所定の抽選を行う抽選手段と、前記抽選の結果に基づいて変動表示を実行可能な変動表示手段と、相対的に所定の進入領域へ遊技球が進入し難い非時短遊技状態、及び、相対的に前記進入領域へ遊技球が進入し易い時短遊技状態を含む複数の遊技状態のいずれかを設定可能な設定手段と、前記変動表示の回数をカウントするカウント手段と、を備え、前記抽選手段は、前記抽選の結果として、遊技者に有利な特別遊技を実行する旨が対応付けられた大当たり、前記特別遊技と異なる小当たり遊技を実行する旨が対応付けられた小当たり、又は、前記特別遊技及び前記小当たり遊技のいずれも実行しない旨が対応付けられたハズレのいずれかを導出可能であり、前記小当たり遊技中に所定の特定領域へ遊技球が進入することに基づき前記特別遊技を実行可能であり、前記設定手段は、前記変動表示が所定回数実行されることに基づき前記時短遊技状態を設定可能であり、前記カウント手段は、前記時短遊技状態が設定されるまでの変動表示の回数である時短発動回数をカウントするものであり、当該時短遊技状態が設定された後は当該時短発動回数をカウントせず、前記設定手段は、前記カウント手段のカウント値が前記時短発動回数に到達した際に行われた前記抽選により前記小当たりの抽選結果が導出された場合において、当該小当たりに基づく前記小当たり遊技中に前記特定領域へ遊技球が進入しなかったときには、当該小当たり遊技の終了後に前記時短遊技状態を設定することを特徴とする。

10

20

30

40

50

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】削除

【補正の内容】